

11. 経済のグローバル化と知識基盤社会の到来

- EU の経済社会改革のための新長期戦略 -

第1章 ヨーロッパのニューエコノミーと eEurope 戦略

EU は 2000 年に、今後 10 年間で「知識基盤型社会」の建設をめざす、リスボン戦略を決定した。情報産業(ICT)でのイノベーションと競争力強化で、良質な雇用を創出し社会的結束を高める。1990 年代後半に、アメリカは「ニューエコノミー」を謳歌したが、これへのヨーロッパの対応に他ならない。だが社会アジェンダ重視で特色を出そうとするのだが、リスク・テークがミソのニューエコノミーになじむか否か、今後の課題は大きい。

第2章 EU における電子商取引に対する法的規制

リスボン戦略の中核を構成している「e-Europe」を実現するために、多くの立法が制定されることが必要であるが、その中でも中心的な柱と位置付けられているのが、「電子商取引(e-commerce)」に対する法的規制である。電子商取引の普及を実現するためには、信頼できる情報技術の開発だけでは十分ではない。必要な技術とともに、消費者の観点に立って、電子商取引から生じる様々な法的リスクを統制する法的な枠組みの整備が不可欠である。

第3章 欧州経済とニューエコノミー

IT 産業の技術進歩の加速とグローバル化の伸長によって、予想をはるかに上回る長期成長を遂げた米国経済は、ニューエコノミーの到来を謳歌したが、欧州のニューエコノミー経済化に関しては、一般的に乗り遅れてしまったという考え方が支配的である。その原因として硬直的な労働市場などの構造改革の遅れ、技術革新の遅れ、対米成長率格差あるいはマクロ経済運営の不備など様々な要因が考えられる。

第4章 IT 革命と eEurope イニシアティブ - 欧州委員会報告書を中心に -

eEurope イニシアティブは、1990 年代末になって、IT 革命やグローバル化によって米国経済が隆盛を極め、ニューエコノミーがいわば一人勝ちする状況を目の前にした EU が、IT 革命やグローバル化への対応に遅れたことを認識し、自らの経済社会モデルについてもこれらに対応した形で再構築する必要があるとの問題意識を持つに至ったことによる。EU 経済の先行きが必ずしも楽観を許されないものの、その成否が今後の EU の持続的発展のカギを握っている。

第5章 EU の科学技術政策

基礎科学分野では輝かしい歴史を有する EU 諸国であるが、応用科学面では日米両国と比較して遅れをとっている。こうした認識の下に、EU では様々な科学技術、あるいは研究

開発（R&D）支援策が講じられてきた。現在、進められている「欧州研究領域（European Research Area）」は、第6次枠組み計画を検討中であり、今後EUの科学技術政策は活発化し、EU産業の国際競争力が一層強化される可能性がある。

第6章 EU情報技術産業戦略の断絶、継続、挑戦および展開

1970年代から検討が開始されたフランスのニューメディア政策（ミニテル政策）から2001年のEUによるインターネット技術をベースとするeEurope計画の実施に至るまで、EUの産業技術政策は紆余曲折を経てきたが、インターネット普及に最も消極的だったフランス政府も方針を転換して新しい情報化社会の構築への挑戦を開始した。eEurope戦略が米国のニューエコノミーに刺激された新たな政策展開として、フランスでも好意的に受け止められている。

第7章 欧州における電子商取引と貿易金融 EDI - 欧州発と日本発 -

EUはBtoBの領域のもたらす社会へのインパクトに着目し、社会・企業への影響もしくは中小企業を含む社会的弱者に対する配慮等について早い段階から対応策を準備してきた。貿易金融については、貿易といえども国内での電子市場内での取引と一体となる可能性もあり、取引上の紛争処理の法整備や、各国毎の税体系への対応・税体系の側からの電子市場システムへの対応などの環境整備が迅速に行われる必要がある。

第8章 e-Europe と中小企業

e-Europe構想は、EU企業の99%を占める中小企業の十分な参画なくしては実現が危ぶまれるものであるが、米国に比べ中小企業のICTの利用・活用が大きく遅れていた。EU中小企業のICT能力の早急な向上を図るべく策定されたのがGoDigitalイニシアティブである。言わばe-Europeの中小企業版であり、e-ビジネスを妨げている主要な障害を確認し、中小企業ができるだけ早くe-ビジネスの成果を得られるよう、3大方針と11の具体的行動施策が提示されている。

第9章 リスボン戦略とEUの企業年金改革の動き

EUはリスボン戦略で知識基盤型経済改革の実現と欧州型社会モデルの近代化をめざした。EUの賦課方式による公的年金制度は人口高齢化などにより持続性に黄信号を灯した。雇用と結びつく、資金積立方式の企業年金の導入は年金財政から多少とも公的資金を解放し、積立資金の運用で長期民間投資資金を醸成し、EU経済の資金面に寄与する。EUレベルの企業年金制度と関連税制の調整と年金業者法の制定は、安全で持続的な企業年金の実現と年金サービスの提供・運用投資・労働者移動の域内自由に資するものと期待される。

第 10 章 ドイツにおける電子調達状況

米国に比べ、IT 化で遅れをとっているといわれる欧州において、さらにその中でも後発組と目されるのがドイツ産業界であるが、2000 年以降、企業の電子調達に関する関心は急速に高まっており、基本的にドイツ企業の IT 化への姿勢は、積極姿勢に転換しているとみられる。ドイツ産業界の日本市場に対する関心は、環境技術、福祉介護分野が中心であったが、2000 年以降急速に、IT 関連分野への関心の高まりがみられる。

第 11 章 中・東欧諸国の IT 普及状況と情報化社会への取り組み

中・東欧の EU 加盟候補国は、EU の eEurope (欧州電子化計画) イニシアティブの動きに対応して、情報化社会推進の分野で自国の法律をアキ・コムノテール (EU の法体系) に一致させ情報化社会の実現を図ることは、EU 加盟交渉プロセスの一部であるばかりではなく、加盟に先立ち経済を発展させるために欠くことのできないプロセスと受け止めている。このため、中・東欧諸国は、EU との対話を通じて、情報化社会実現に向けた取り組みを強めつつある。